

長岡市告示第 1 8 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が長岡市運動公園条例（平成 1 7 年長岡市条例第 7 5 号）第 1 4 条第 1 項の規定により長岡市ニュータウン運動公園の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 3 1 日

長岡市長 磯 田 達 伸

1 開園時間

| 施設名                              | 開園時間                          |                    |
|----------------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 長岡市ニュータウン運動公園<br>（サッカー場に限る。）     | 4 月 1 日から 1 1 月 3 0<br>日まで    | 午前 9 時から午後 1 0 時まで |
|                                  | 1 2 月 1 日から翌年の 3<br>月 3 1 日まで | 午前 9 時から午後 4 時まで   |
| 長岡市ニュータウン運動公園<br>（屋根付多目的コートに限る。） | 午前 9 時から午後 1 0 時まで            |                    |
| 長岡市ニュータウン運動公園<br>（多目的芝生広場に限る。）   | 4 月 1 日から 9 月 3 0 日<br>まで     | 午前 9 時から午後 7 時まで   |
|                                  | 1 0 月 1 日から翌年の 3<br>月 3 1 日まで | 午前 9 時から午後 5 時まで   |
| 長岡市ニュータウン運動公園<br>（ソフトボール場に限る。）   | 4 月 1 日から 1 1 月 3 0<br>日まで    | 午前 9 時から午後 9 時まで   |
|                                  | 1 2 月 1 日から翌年の 3<br>月 3 1 日まで | 午前 9 時から午後 4 時まで   |

2 供用期間

通年

3 休園日

1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日までの日

4 開園時間、供用期間及び休園日を定める期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで